# 調査の概要

## (1)調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

## (2)調査の根拠

商業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計 第23号)であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施してい る。

## (3)調査の期日

平成14年商業統計調査は、平成14年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の 2年後)に簡易調査を実施することとしている。

## (4)調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(昭和26年政令第127号)による「大分類」 -卸売・小売業」に属する事業所を対象とする。

ただし、次に掲げる事業所は調査の対象から除かれる。

駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、有料施設内の事業所(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査の対象とする。)

休業中、開店準備中、清算中、または季節営業で、調査期日に専従の従業者がいない事業所

## (5)調査の経路

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

経済産業大臣または都道府県知事 対象企業

## (6)調査項目

事業所の名称及び電話番号 事業所の所在地 経営組織及び資本金又は出資金額

本店又は支店の別並びに本店の所在地及び電話番号

事業所の開設時期

従業者数

年間商品販売額及びその他の収入額

年間商品販売額の販売方法別割合

商品手持額

年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合(小売業のみ)

営業形態(小売業のみ)

売場面積(小売業のみ)

営業時間(小売業のみ)

来客用駐車場の有無及び収容台数(小売業のみ)

経営形態(小売業のみ)

年間商品仕入額の仕入先別割合(法人事業所のみ)

年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合(法人事業所のみ)

企業の事業所数等(法人事業所のみ)

- イ 企業全体の業種区分
- 口 商業事業所数
- 八 従業者数
- 二 年間商品仕入額
- ホ 年間商品販売額
- へ 電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合